

令和4年(ワ)第24502号 名誉毀損事件
原告 世界平和統一家庭連合
被告 讀賣テレビ放送株式会社 外1名

被告紀藤正樹訴訟代理人 意見陳述書

2023年(令和5年)2月13日

被告紀藤正樹訴訟代理人

いいだまさよし

弁護士 飯田 正剛



はじめに

まず、このような意見陳述の機会をいただいたことに関して、お礼を申し上げます。

貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

第1 本事件の本質(いわゆる「スラップ訴訟」について)

1 はじめに

まず、ここで、本事件が、いわゆる「スラップ訴訟」であることを、指摘したいと思います。

2 いわゆる「スラップ訴訟」

いわゆる「スラップ訴訟」とは、アメリカ流に言えば、「市民参加・市民的議論・批判を排除するための戦略的訴訟」という意味です。

分かりやすく、簡単に言えば、「恫喝訴訟」、つまり、「恫喝」(おどして、恐れさせること)を目的とする裁判のことです。

本件に即して言えば、被告紀藤正樹の言論封殺を目的とした裁判である、ということです。

ここでは、「原告(世界平和統一家庭連合(旧統一教会))(以下、単に、「旧統一教会」「統一教会」とも言います)に対して、批判的なことを言えば、名誉毀損裁判の「被告」となって、裁判費用などを支払わせるなどの経済的負担を負ったり、裁判に出廷したり、その裁判の打ち合わせをするために、時間的拘束を受けるなどの経済的・物理的負担を負うことになるぞ、」という恫喝を加えることです。

もちろん、裁判の「被告」とされることという精神的負担・重圧を加えることも、含まれます。

「スラップ訴訟」においては、訴訟・裁判を起こした原告は、訴訟・裁判で、負けてもいいのです。

前述したように、裁判費用などの経済的負担を与えたり、裁判のための時間的拘束を受けさせたり、「被告」とされることの精神的負担を与えること自体、こういう「恫喝」（「嫌がらせ」）を加えることが、大きな意味をもつのです。

というのは、こういう「恫喝」を加える裁判を起こすことによって、原告は、大きな目的を達成できるからです。

つまり、こういう「恫喝」裁判を起こすことによって、被告紀藤正樹に対してだけでなく、広く、社会に向けて、「旧統一教会」に対して、批判をすることによって、大きな負担を負うことになるぞ」「統一教会に対して、批判をすることなど、許さんぞ」という強烈なメッセージを、広げることができるからです。

このようなメッセージが広く、社会に行き渡ることによって、人々は、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）から、訴えられることをおそれるようになります。

そして、人々の健全な批判的な精神は萎縮させられてしまい、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する批判を、批判的言論を、控えるようになってしまいます。

このような事態、つまり、旧統一教会に対する批判、批判的言論を、減少させ、消滅させることが、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の目的なのです。

3 今、何故に、いわゆる「スラップ訴訟」なのか？

では、今、何故、旧統一教会は、いわゆる「スラップ訴訟」を起こすのでしょうか。

それは、2022年（令和4年）7月8日の安倍晋三元首相の「銃撃死」以来の「旧統一教会問題」の社会的問題視の広がり・深まりの中で、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が、追い詰められているからです。

言うまでもなく、2022年（令和4年）7月8日の安倍晋三元首相の「銃撃死」以来、日本の社会・報道は、大きく変わりました。

つまり、「空白の30年」を破るかのように、「（旧）統一教会問題」の社会的問題視の広がり・深まりの中で、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が、追い詰められているのです。

4 いわゆる「空白の30年」について

いわゆる「空白の30年」とは、次のような状況でした。

すなわち、「統一教会」は、1970年（昭和45年）代後半に、全国の信者を駆使して、いわゆる「霊感商法」を始めて、その被害を拡大させてい

き、深刻さを増していきした。

こうして、1987年（昭和62年）5月、「全国霊感商法対策弁護士連絡会」（「全国弁連」）が結成されて、いわゆる「霊感商法」の被害救済に取り組み始めました。

しかし、2022年（令和4年）7月8日の安倍晋三元首相の「銃撃死」事件の30年前である1992年（平成4年）8月、桜田淳子さんたちのいわゆる「合同結婚式」をめぐる報道以降、統一教会に対する批判的報道は、少なくなりました。

この間、2007年（平成19年）から2010年（平成22年）にかけて、わずかに、警察が、いわゆる「霊感商法」の「販売店」だけに対して、捜査を行ったに過ぎず、「統一教会」に対して、本格的な捜査には至りませんでした。

5 安倍晋三元首相の「銃撃死」以来の日本の社会・報道について

しかし、2022年（令和4年）7月8日の安倍晋三元首相に対する「銃撃事件」が、このような日本の社会・報道を一変させました。

すなわち、報道は、連日、「統一教会」問題を取り上げて、いわゆる「霊感商法被害」「高額献金被害」「家庭崩壊」「宗教2世」「宗教の信仰等に関する児童虐待問題」など、「統一教会」によって、様々な人権侵害を受けた事件を取り上げて、その救済を求めています。

そして、日本の社会も、大きく、変わろうとしています。

「統一教会」と関連のある自民党議員をはじめとする政治家は、従来のように、大手を振って、「統一教会」の行事に関与するなど、いわゆる「お墨付き」を与えることは、もう、許されないのです。

いわゆる「被害（者）救済新法」が、成立して、不当な寄付が制限されるようになりました。

宗教法人法による質問権（調査）の行使が、「統一教会」に対して、今までに、3回も、行使されています。

この先にあるのは、宗教法人法による解散命令です。

6 追い詰められた「統一教会」の取り得る方法・手段

このように、日本において、報道が代わり、社会が一変したことから、「統一教会」は、現在、追い詰められています。

従来のように、「霊感商法」や「高額献金」を行い、組織の存続と防衛のため、「宗教2世」に我慢を強いて、「児童虐待問題」を起こすなど、様々な人権侵害を続けることができなくなったのです。

そこで、統一教会は、「起死回生」をかけて、反撃に出たのです。

すなわち、「全国弁連」の「顔」「代表」とも言うべき紀藤正樹弁護士を「被告」として、裁判を起こしたのです。

紀藤正樹弁護士が、「全国弁連」の「顔」「代表」とも言うべき「役割」を果たし続けていることについては、今、紀藤弁護士自身が、控えめながら、その「弁護士活動」の一端を述べたとおりです。

前述したように、いわゆる「スラップ訴訟」は、訴訟・裁判を起こした原告は、訴訟・裁判で、負けてもいいのです。

前述したように、裁判費用などの経済的負担を与えたり、裁判のための時間的拘束を受けさせたり、「被告」とされることの精神的負担を与えること自体、こういう「恫喝」（「嫌がらせ」）を加えることが、大きな意味をもつからです。

あわよくば、裁判に勝てば、紀藤正樹弁護士、「全国弁連」に対して、大きなダメージを与えることができます。

7 おわりに

以上の通り、本事件は、いわゆる「スラップ訴訟」そのものです。

前述したように、前述したような経済的負担、時間的拘束、精神的負担などを負わせる「恫喝」（「嫌がらせ」）を加えることが、大きな意味をもつものです。

こうして、原告は、こういう「恫喝」裁判を起こすことによって、被告紀藤正樹に対してだけでなく、広く、社会に向けて、「旧統一教会」に対して、批判をすることによって、大きな負担を負うことになるぞ」という強烈なメッセージを、広げることができ、このようなメッセージが広く、社会に行き渡ることによって、人々は、旧統一教会から、訴えられることをおそれて、人々は、その健全な批判的な精神を萎縮するようになり、旧統一教会に対する批判や言論を、控えるようになってしまいます。

このような事態、つまり、旧統一教会に対する批判、言論を、減少させ、消滅させることが、旧統一教会の目的なのです。

そこで、被告紀藤正樹の訴訟代理人らとしては、本事件のこのような本質、つまり、旧統一教会に対する批判、言論を行う被告らの言論や報道を封殺・萎縮させようとする目的に照らして、早期に、結審して、速やかに請求を棄却されるよう、求めるものです。

以上により、訴訟代理人の意見陳述を終わります。

以 上